セレッソ大阪・セレッソ大阪ヤンマーレディースと大阪市東住吉区との

連携協力に関する協定書

（目的等）

1. この協定は、セレッソ大阪・セレッソ大阪ヤンマーレディースを運営する株式会社セレッ

ソ大阪及び大阪市東住吉区（以下「両者」という。）が、スポーツの推進、教育、広報などさまざまな分野においてそれぞれの活動の充実を図るとともに、地域連携を積極的に推進し地域社会の発展に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第２条　両者は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

(１)区民等を対象にしたスポーツ教室の開催

(２)スポーツの普及、競技力の向上

(３)トップアスリートやコーチの学校や地域等への派遣

(４)「みる」スポーツの推進

(５)東住吉区将来ビジョン及びまちづくりビジョンの推進

(６)その他、両者の施策、事業との連携など、前条の目的を達成するために必要な事項

（協定期間）

第３条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から３年間とする。ただし、有効期間が満了する日の１月前までに、両者のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに３年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（その他）

第４条　この協定に定めるもののほか、必要な事項については、両者が協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、両者がそれぞれ署名のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

株式会社セレッソ大阪　　　　　　　　　　　　　　　　大阪市

代表取締役社長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東住吉区長